

都政記録写真データの提供に関する要綱

平成24年6月5日
23 生広第940号
平成30年12月3日
30 生広第846号改正
令和4年4月1日
4 政戦広第100号改正
令和5年4月1日
4 政戦広第1741号改正

(目的)

第1 この要綱は、東京都政策企画局戦略広報部戦略広報課（以下「戦略広報課」という。）が所管し、所蔵している都政記録写真のデータ（以下「写真データ」という。）を東京都以外のものに提供することについて必要な事項を定め、都政記録写真の利用を促進し都政のPRに資することを目的とする。

(写真データ)

第2 この要綱において提供の対象となる写真データは、戦略広報課の職員が業務上撮影した写真及び戦略広報課に提供された写真で、都政記録写真WEB検索システムサーバに登録されているものとする。

(適用除外)

第3 著作権法第30条、第31条、第32条第1項及び第33条から第47条の9までに規定される使用について、本要綱は適用しない。

2 東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日付10財管総第50号）に基づく、利用許諾等による利用について、本要綱は適用しない。

(使用の承認)

第4 知事は、次の各号の一に該当する場合は、使用を承認することができる。

- (1) 東京都が共催、後援又は協賛する事業で使用する場合
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人若しくはその他公共的団体又は東京都監理団体若しくは都の施設の指定管理者が主催又は共催する事業で使用する場合。ただし、都の施設の指定管理者が使用する場合は、指定管理者としての業務の範囲に限る。
- (3) 東京都内に所在する地縁団体、商店街等が主催する事業で使用する場合
- (4) 放送局、新聞社等の報道機関又は出版社が、東京又は都政に関し、報道、解説若しくは紹介する目的で使用する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる目的で使用する場合
 - ア 教育、学術又は文化の普及・振興を目的とするもの
 - イ 東京の観光振興又は都政の紹介を目的とするもの
 - ウ 都政に関係のある事業又は東京都内で地域の活性化を目的とする事業で使用するもの
- (6) その他都政記録写真のPRに資すると知事が特に認める場合

(使用の不承認)

第5 知事は、次の各号の一に該当する場合は、使用を承認しない。

- (1) 専ら営利目的で使用するとき。
- (2) 特定の政治活動・宗教活動を助長するおそれのあるとき。
- (3) 写真データを変更・翻案するなど、都の著作権等を侵害するおそれのあるとき。
- (4) 法令等又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 都のイメージを傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (6) 使用者が写真データを使用した媒体（以下「成果物」という。）の過半を都政記録写真で構成するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が不相当と認めるとき。

(使用の申請)

第6 写真データの使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式1に写真データを使

用する事業の内容が分かる資料を付けて知事に申し込まなければならない。

2 申請者は、知事の指定する方法において申請を行うものとする。

（再使用の禁止）

第7 写真データは一回の申請につき一回の使用とし、同様の写真を再使用する場合には、再申請をしなければならない。

（使用承認手続）

第8 知事は、申請者が、第4の基準を満たし、かつ、第5の不承認事項に該当していないと認められる場合は、写真データの使用について認めることができ、様式2によりこれを通知するものとする。

2 前項の承認は、承認後に申請者が第4の基準を満たさないことが判明し又は第5の不承認事項に該当すると認められた時点で、取り消すことができる。

（著作権の帰属及び著作権使用料）

第9 写真データの著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は東京都に属し、使用承認された写真データの著作権使用料は無償とする。

（遵守事項）

第10 写真データの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、写真データの使用に当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）様式2に記載された使用目的・使用方法等以外で使用してはならない。
- （2）第三者に譲渡してはならない。
- （3）提供された写真データは、第三者に不正に使用されないよう管理しなければならない。
- （4）写真データの著作権等を侵害する行為を行ってはならない。
- （5）成果物に「東京都提供」である旨を明示しなければならない。
- （6）写真の被写体に関する肖像権・商標権・意匠権・著作権等を侵害することがないように配慮するとともに、必要に応じて適切な措置を取らなければならない。
- （7）写真データの使用後速やかに、使用者が保存している媒体から写真データを消去するとともに、成果物を知事へ提出しなければならない。
- （8）その他、写真データの使用については、知事の指示に従わなければならない。

（使用承認の取消し等）

第11 第10の遵守事項に違反した場合、知事は使用の承認を取り消すとともに、使用者に写真データの使用の中止その他必要な措置を求めることができる。

（無断転載の禁止）

第12 著作権法第32条第2項の規定における転載を行う場合は、様式3に写真を使用する事業の内容が分かる資料を付けて戦略広報担当課長に照会するものとする。

（転載照会手続）

第13 戦略広報担当課長は、使用者の照会内容が転載に該当すると判断される場合は、様式4により回答する。

なお、様式1により申請されたものについて、著作権法第32条第2項の規定における転載に該当すると判断された場合には、当該申請を様式3による照会とみなす。

（免責）

第14 提供した写真データの使用又は引用・転載によって生じた、損失・損害、第三者との紛争・争訟又はその可能性に対する責は使用者が負うものとし、東京都は一切責任を負わない。

附 則

この要綱は、平成24年6月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。